

## 令和4年度第7回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月16日(木) 午後2時から午後2時15分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室
- 3 出席状況 委員 伊藤徳江、澤井勇一、鈴木純哉、鈴木美佐男  
藤井康幸、佐々木美文  
事務局 小杉課長、中村専門監、渡邊副主幹  
長谷川副主幹、野末主任、永由
- 4 傍聴者 0人(報道0人)
- 5 議事内容 浜松市長からの諮問に対する答申について  
浜松都市計画事業船明土地区画整理事業に伴う小字の廃止について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 野末
- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
(会議録作成用の録音データは会議録作成後に廃棄済)

## 8 会議記録

## 1 開会

事務局

- ・委員の出席数について
- ・傍聴について

## 2 議事

浜松市長からの諮問に対する答申について

浜松都市計画事業船明土地区画整理事業に伴う小字の廃止について

&lt;事務局説明&gt;……諮問書に基づき説明

## 【目的及び理由】

- ・浜松市天竜区船明の当該区域は、慢性的な排水不良の解消及び都市的土地利用を図ることを目的として平成7年度に船明土地区画整理事業が施行され、その後の進捗により、道路、公園、水路等の生活基盤が整備されている。
- ・現状において当該地区は、小字の境界線が複雑であり、土地区画整理事業の換地処分の手続等を円滑に進めていくため、浜松市船明土地区画整理組合及び地元自治会から小字の廃止についての要望書が提出された。
- ・これを受け、浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号の規定に基づき、小字の廃止について諮問するもの。

※土地区画整理事業(参考)

施行者 浜松市船明土地区画整理組合

事業期間 平成8年2月23日から令和6年3月31日まで

## 【経緯】

- 1 土地区画整理事業施行日 平成8年 2月23日
- 2 要望書の提出 令和4年12月22日

**【時期】**

令和5年5月 市議会定例会へ提案（小字の廃止）

令和5年9月 土地区画整理事業換地処分（予定）

※小字の廃止の効力発生の時期については、地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとなる。

鈴木会長

これから審議に入る。

諮問の内容について、何か質問及び意見はあるか。

澤井委員

小字を廃止すると、大字だけになるのか。

事務局

大字だけになる。住所の表示は天竜区船明〇〇番地となっているが、実際には小字がついていて、小字ごとに地番が振られるため、地番が複雑になっている。小字の廃止は小字の境を取り外し、土地を整理して区画ごとに番地を振りなおすことを目的としたものである。

鈴木会長

小字を廃止した後に換地を行うのか。

事務局

換地処分の前に地方自治法の規定に基づき市議会での議決をし、効力の発生については土地区画整理法の規定に基づき換地処分の公告の翌日からという流れになる。

鈴木会長

事業の施行が平成8年、要望書が出たのが令和4年とのことで、けっこうな年月が経っているが、要望書がこの時期となったのはなぜか。

事務局

小字の廃止は換地処分までに手続が完了していればよく、事業期間が令和6年3月31日までとなっている。事業期間の終わりが近づき換地処分の時期が見えてきたということで、この時期に要望書が提出されたのだと思われる。

**答申について**

<事務局説明>……答申案を説明

- ・諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。

鈴木会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

（異議なし）

**3 その他**

事務局

- ・今後の審議会について

**4 閉 会**